

## 長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例(仮称)(案)の概要

### 条例制定の趣旨

佐賀県では福岡県内で組事務所撤去に追い込まれた道仁会本部事務所がみやき町に移転しようとしていた事例、佐世保市では九州誠道会系暴力団組織が競落物件を落札改修し組事務所になっている問題がありますが、組事務所の存在が住民生活に大きな脅威をもたらしていることにかんがみ、不動産取引及び建設工事請負の契約に契約解除権の暴排特約条項盛り込みなどの努力義務を課することによって、暴力団事務所等の排除の推進を図ろうとするものです。

### 条例案構成

#### 【1 目的】

暴力団事務所等の排除を推進することを目的とします。

#### 【2 定義】

- 暴力団事務所等・・・暴力団が組織的に活動の用に供する不動産をいいます。
- 不動産所有者等・・・県内において、不動産を所有・管理・占有する者又は不動産の売買、仲介を行う者をいいます。
- 建設業者・・・県内において、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設業法に定められた建設工事を請負う者をいいます。

#### 【3 不動産所有者等の責務(努力義務)】

- ① 不動産取引を行う場合は、当該不動産を暴力団事務所等に利用させないように努めるものとします。
- ② 不動産取引に係る契約内容として、当該不動産が暴力団事務所等に利用されていることが判明したときは、催告をしないで、契約を解除し又は買い戻しをすることができる旨等の定めを設けるよう努めるものとします。
- ③ 前項の規定による契約により取引を行った不動産所有者等は、当該不動産が暴力団事務所等に利用されていることが判明したときは、契約を解除し又は買い戻しをするよう努めるものとします。

#### 【4 建設業者の責務(努力義務)】

- ① 建設業者は、建設工事を請け負う場合は、当該物件(増改築・改修を含む)が暴力団事務所等に利用されないように努めるものとします。
- ② 建設工事の請負契約(公共工事を除く。)に係る契約の内容として、当該物件が暴力団事務所等に利用されることが判明したときは、催告をしないで契約を解除することができる旨等の定めを設けるよう努めるものとします。
- ③ 前項の規定による契約により建設工事を請け負った建設業者は、当該物件が暴力団事務所等に利用されることが判明したときは、契約を解除するよう努めるものとします。

#### 【5 県の責務】

不動産所有者等及び建設業者がその責務を果たそうとする場合は必要な支援を行うものとします。

#### 【6 勧告】

- ① 県は、不動産所有者等が努力義務規定を遵守していないため、暴力団事務所等の排除に支障が生じていると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、規則で定める必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。
- ② 県は、建設業者が努力義務規定を遵守していないため、暴力団事務所等の排除に支障が生じていると認めるときは、建設業者に対し、規則で定める必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。
- ③ 県は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、規則で定める必要な措置を講ずることが出来るものとします。

#### 【7 公表】

- ① 県は、勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより必要な事項を公表することができるものとします。
- ② 公表をしようとするときは、勧告を受けた者に対して、その理由を通知するとともに意見を述べる機会を与えるものとします。

#### 【8 市町の責務】

市町は、暴力団事務所等の排除に関し、県と連携し必要な施策に努めるものとします。

#### 【9 県民の責務】

県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の排除に関する施策へ協力するよう努めるものとします。

#### 【10 施行期日】

一定の周知期間を経て、施行します。